

(平成26年5月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年6月1日から23年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、平成23年8月1日から24年6月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる22年4月から同年6月までの期間及び23年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月1日から24年6月1日まで

私はA社に勤務していたが、平成20年6月分から給与が増額し、これに伴って申立期間の厚生年金保険料は、標準報酬月額32万円に相当する額となっている。しかしながら、同年6月から21年8月までの標準報酬月額は30万円、同年9月から24年5月までの標準報酬月額は20万円と記録されており、同社から実際に支給されていた給与及び給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効

により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 20 年 6 月 1 日から 23 年 8 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 8 月 1 日から 24 年 6 月 1 日までの期間については、本件申立日において、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているところ、申立期間のうち、平成 20 年 6 月 1 日から 23 年 8 月 1 日までの期間について、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書、賃金台帳、給与所得の源泉徴収票及び確定申告書において確認できる保険料控除額から 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答しているが、平成 19 年 7 月 10 日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、20 年 7 月 2 日付け、21 年 7 月 1 日付け及び 22 年 7 月 12 日付けの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、事業主がオンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていることが確認できることから、事業主は上記給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は年金事務所。）は、当該報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 23 年 8 月 1 日から 24 年 6 月 1 日までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20 万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書及び賃金台帳から、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成 22 年 4 月から同年 6 月まで

の期間及び23年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、当該期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月21日から同年12月1日まで
申立期間は、A社からB社（現在は、C社）に社命により異動した時期である。継続して勤務しており、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び同社の顧問税理士の供述により、申立人は申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社からB社に同時期に異動した複数の同僚は、「申立人は、両社において同一の業務に継続して従事していた。」と供述している。

さらに、上記顧問税理士は、B社の顧問税理士でもあり、確認できる資料は無いものの、申立期間は会社都合による異動でもあり、継続して保険料を控除していた可能性が高い旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和62年10月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料は保存されていな

いたため不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和52年11月24日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月24日から53年1月21日まで
A社D工場から同社C支店に転勤になった時の厚生年金保険被保険者記録が抜けている。申立期間は、同社C支店に勤務し始めた当初の期間であり、給料明細書から厚生年金保険料も控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給料明細書、雇用保険の加入記録、B社が保管する人事台帳及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務（同社D工場から同社C支店に異動）していたことが認められる。

一方、オンライン記録において申立人のA社C支店における被保険者資格取得日は、昭和53年1月21日とされているが、同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日が同年12月1日とされており、それぞれに記録されている申立人の資格取得日が一致していない。

また、上記被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日は、資格喪失日より後の日付となっており、矛盾した記録となっている。

さらに、年金事務所は上記の事情について、「オンライン記録と紙台帳の記録が一致しないため、第三者委員会の審議を仰ぎたい。」と回答して

いるところ、社会保険事務所（当時）において、申立人のA社C支店に係る被保険者についての記録管理が適正に行われていたとは考え難い。

加えて、上記給料明細書により、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C支店における資格取得日は、上記人事台帳に記載された申立人の同社C支店への異動が発令された日である昭和52年11月24日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿に記載された申立人の資格取得時の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

私は、会社を退職後の平成4年4月頃、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、納付書により毎月納付していた。

平成9年2月に他市へ転居し、すぐに国民年金の住所変更手続を転居後の市の行政センターで行った際、国民年金保険料の支払い漏れが発生しないようにしっかり確認して申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の住所変更手続を行った際、国民年金保険料の支払い漏れが発生しないようにしっかり確認して、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、i) 住所変更前後の保険料の納付場所に関する記憶が明確でないこと、ii) 住所変更時に支払い漏れが発生しないように確認した具体的な内容を^{おぼ}憶えていないことから、当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人の所持する年金手帳の変更後の住所欄に、自身が「平成9年2月21日」の日付を記入していることから、同年同月頃に住所変更手続を行ったと述べているが、申立人の戸籍の附票によると、転居後の住所の住定日は「平成9年3月16日」と記載されており、オンライン記録においても、同住所への変更年月日は同一日となっていることが確認できることから、申立人の主張する変更手続時期と一致しない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の機械化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え

難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から55年9月までの期間及び56年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から55年9月まで
② 昭和56年10月から57年3月まで

私の国民年金の加入手続については、昭和48年4月に妻が、市役所又は社会保険事務所（当時）で行った。申立期間の国民年金保険料については、加入手続後に妻が、私の20歳からの保険料と同手続後の保険料を併せて、毎月1、2万円ぐらいを納付書により金融機関で納付していたが、毎月何か月分の保険料を納付していたのかについては、記憶が無い。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和48年4月に申立人の国民年金の加入手続を行い、同手続後に妻が申立人の20歳からの過年度分の国民年金保険料と同手続後の保険料を併せて、毎月納付していたと主張しているが、毎月納付していた保険料の対象月の範囲や過年度分の保険料の納付が終了した時期等について記憶がないことから、申立期間①及び②の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和58年1月と推認でき、その時点において、申立期間①の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、申立人が加入手続を行ったと主張する時期から推認される同手続時期までを通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立期間①及び②は合計147か月に及んでおり、これだけ長期間

にわたる事務処理を行政機関が誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から62年3月までの期間及び平成13年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年6月から62年3月まで
② 平成13年3月から同年6月まで

私は、両親から国民年金の加入を勧められたことを契機に、昭和61年6月に区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①の国民年金保険料については、自宅に送付されてきた納付書により、月額1万3,000円ぐらいを自宅近くの郵便局の窓口で毎月納付していた。

申立期間②の国民年金保険料については、A市に居住していた時に免除の申請手続を行い、承認されていたが、その後、追納の申込みを行っていないにもかかわらず、B市へ転居後に、社会保険事務所（当時）から当該期間の納付書が郵送されてきたため、自宅近くの郵便局の窓口で5万円ぐらを一括で納付した。

申立期間①の国民年金保険料が未納とされ、申立期間②が免除期間のままにされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和61年6月に区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、62年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、国民年金の加入に係る届出日を示す異動年月日欄には、「昭和62年3月13日」と記載されていることが確認できることから、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

また、申立期間①の国民年金保険料について、申立人は、自宅に送付されてきた納付書により、月額 1 万 3,000 円ぐらいを自宅近くの郵便局の窓口で毎月納付していたと主張しているが、申立人が、当該期間当時居住していた市では、郵便局において現年度保険料の収納を行っていないことが同市の資料により確認できる上、申立人が納付したとする保険料月額についても、当該期間当時の実際の保険料月額と乖離していることから、申立内容と一致しない。

申立期間②について、申立人は、自宅近くの郵便局の窓口で 5 万円ぐらいの国民年金保険料を一括で納付したと主張しているが、i) 当該金額は、申立人が一括で過年度納付を行った申立期間②直前の平成 12 年 11 月から 13 年 2 月までの保険料額とおおむね一致している上、申立人は、国民年金加入期間において、5 万円ぐらいの保険料を一括で納付したのは 1 回のみであると述べていること、ii) 申立人は、当該期間の追納を申し出た記憶は無いと述べているほか、オンライン記録において、当該期間に係る追納の納付書が発行された形跡は見当たらないことから、申立人が当該期間の保険料を追納していたとは考え難い。

また、申立期間②は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の機械化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。